

令和2年度(第9期) 事業計画書

協会は、令和2年に創立55周年を迎え、公益法人移行認定を受けて9年になります。平成28年に新中長期(10ヵ年)計画を立て、「これからの50年は、持続可能な社会の実現に貢献する協会の進化にある」というスローガンを掲げ、「これからの10年」の事業目標を策定し、実践してまいりました。

事業目標は、以下の5項目に集約される目標です。

- ① 「これからの10年の全体像」をバランスよく進め、会員が総活躍できる機会の提供
- ② 公益法人としての社会的責任(S S & S R)の遂行
(Sustainable Society & Social Responsibility; 持続可能な社会と社会的責任)
- ③ 定款の目的達成にかかる運営基盤の強化(人材育成と財務基盤の確立)
- ④ 各事業内容の検証とさらなる展開
- ⑤ B C P (Business Continuity Plan; 事業継続計画)の運用

この5つの目標を達成するために、14の計画を定め、それぞれの委員会で活動してまいりました。これらの取り組みに会員全員が関わることで、確実に進めていくことにより事業運営に変化が現れ、経営革新基盤が創られ、協会のイノベーション(進化)に大きく寄与することになります。

このような活動の中、令和2年度においても新中長期計画に定めた目標を実現するべく、次の三つの方針のもとに事業の推進を図ってまいります。

- 第一に、協会の先人達が育て上げ、今では協会のブランドになった事業のさらなる進化
- 第二に、会員のコンピテンシー(資質能力)を基にした環境関連等への新しい事業への挑戦
- 第三に、事業展開の中でのSDG s (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標))への取り組み

このような方針のもと、以下のような令和2年度事業計画を策定いたしました。

公益目的事業については、公共工事の技術支援の拡大を図り、工事監査・工事検査、インフラ老朽化対策、環境保全施設支援等を通して、国土強靱化(レジリエントな社会の構築)、地方創生の推進等に適切に対応します。また、中小事業者等への省エネルギー等支援、一般市民への科学技術の振興・防災支援等を行います。技術士資質向上のための研鑽支援では、部会・研究会との関係強化を図りC P D(継続研鑽)支援活動を行います。

収益事業については、文部科学省の技術士分科会における「今後の技術士制度の在り方について」に対応した技術士受験講座、自治体・一般企業技術者への教育支援、および技術士業務研修を活発に展開し、広く科学技術に精通した人材の育成を図ってまいります。

最後に、不特定多数の公益に資するために協会事業全体の進化・発展を図り、広く全国的な事業の拡大、および会員増強・人材確保等に努力してまいります。

[8つの事業区分]

公益目的事業；

1. **公1** 公共工事の技術支援(工事監査・工事検査等の工事技術調査業務)
2. **公1** 環境保全施設の技術支援
3. **公1** 一般市民への科学・技術、環境、防災への普及支援
4. **公1** 技術鑑定業務
5. **公1** 技術士資質向上のための研鑽支援(部会・研究会活動)
6. **公2** 省エネルギー等支援

収益事業；

7. **収1** 技術士育成事業(技術士受験講座)
8. **収1** 技術者教育及び技術士業務研修の支援

1. **公1** 公共工事の技術支援（工事監査・工事検査等の工事技術調査業務）

本事業は、当協会の公益目的事業を支える基幹事業であり、工事監査・工事検査等の工事技術調査業務および発注者支援業務を通して、地方自治体における公共事業の適正な執行のための技術的支援を行うものです。

令和2年度においても例年と同様に、工事監査・工事検査技術調査業務については、技術の高度化・多様化により多分野の専門的知識と高い技術力が必要とされ、市民監視の観点で監査委員・工事検査員を補佐し、高い倫理観と透明性を保ちつつ公正かつ高品質の技術調査業務を行い、公共工事の執行の適否を適正に判断いたします。また、住民監査請求案件等についても第三者的な立場で公正・公平な工事技術調査を行います。

発注者支援業務については、工事の設計積算、技術提案型発注方式の提案内容の審査評価、工事施工時の工事監理・監督等の指導・支援等を積極的に行い発注者のニーズに対応します。

公益法人として社会的要求に応えるため技術調査業務の「品質と精度の向上」を目標とし、受託業務部会における研修会等でのCPD（継続研鑽）の充実を図ると共に、新入部会員の報告書に対しては経験豊富なベテラン技術士のチェック、報告書自主確認を継続して行います。

令和2年度は、これらの活動に加え、課題である「受託業務の拡大」、「受託業務の改善」、「人材育成及び確保」に継続して取り組みます。

水道事業体への技術支援については、従前より支援を行ってきた事業体には、引続き支援項目の履行状況確認等についての継続的な技術支援を行うとともに、水道事業体の抱える新たな技術的課題に対して、積極的に課題解決に向けた技術提案を図っていきます。

また、工事監査や検査の実績のある事業体を軸に、日常的な技術業務における改善に向けた提案等を図り、技術職員に対する研修等の支援拡大に努めます。

2. **公1** 環境保全施設の技術支援

本事業も、当協会の公益目的事業を支える重要な事業であり、令和2年度も継続して積極的に業務の展開を図ります。平成11年から約21年間、廃棄物処理施設、し尿処理施設、火葬施設等の環境保全施設の定期点検・補修工事等に関し、地方自治体からの見積審査要請に「適正な見積審査を行う」という期待に応えて審査業務を行ってきました。

年々廃棄物処理等の予算が厳しくなる一方、老朽化する施設の長寿命化が求められており、補修工事の増加も予想されます。令和元年度には新規の地方自治体に対して補修工事の見積り審査法のアドバイス支援も行っており、このような状況からも適正な見積審査を行う担当技術士の役割は重大です。

当協会が、今後も本審査業務を継続していくため、体制強化や技術力の向上を目標とした研修会の実施、精度の向上を目指したデータ・審査用資料の整備等に取り組みます。

3. **公1** 一般市民への科学・技術、環境、防災への普及支援

一般市民への科学技術の啓発、普及の活動を支援し、次世代を担う小中学校の生徒たちに、科学と技術の面白さや魅力を伝えることは当協会の社会的責任（SR）です。

令和2年度も科学・技術普及委員会を中心に、6月の環境月間、9月の防災週間等では環境や防災・減災のシンポジウムなどを国交省近畿地方整備局、大阪府、他の技術士団体等と連携しながら開催します。

「地方自治体への災害発生時の技術支援」や「自治体職員への防災教育・研修」などの実施に向けて取り組むとともに、「災害支援活動の輪」を広げる運動も引き続き活発に行います。

これらの事業活動においては、会員以外の一般市民や地方自治体などの関わりが増えるため、個人情報保護を重視し、協会の倫理規程（自主行動基準）に配慮して行動します。

4. **公1** 技術鑑定業務

令和2年度においても例年と同様に、裁判所・損害保険会社・弁護士等から依頼される火災・電気・機械事故原因に係る技術鑑定業務については、技術的な因果関係を明確にして適正な技術鑑定を行います。

官民工事ともに工事請負契約・設計業務委託に基づく工事中の事故や設計上の不具合など瑕疵をめぐる係争の判定業務は、第三者の立場で誠実、公正・公平にジャッジする技術士に相応しい業務です。

そのためには幅広い技術分野に対処できる人材の確保、および技術士間の連携が重要であり、技術鑑定依頼に対しては迅速に対応できる人選を行い業務の推進を図ります。

5. **公1** 技術士資質向上のための研鑽支援（部会・研究会活動）

技術士は、資質向上のためのCPD（継続研鑽）を責務とし、技術士が専門とする分野でプロフェッショナルとしての実力を維持し続けるためには、CPDを常に重ね最先端の技術・ノウハウを習得するなど自己研鑽を続けなければなりません。近年、技術士更新制度が検討されている中、協会の会員技術士に対して広くCPDの機会を設けます。

日本技術士会近畿本部との共通部会である機械システム部会、電気電子部会、化学部会の3部会、及び登録研究会である技術士業務研究会、環境研究会、食品部会の6つの部会・研究会活動を通して、それぞれの技術士の知見と技術の維持向上の為のCPD支援を図ります。

また、当協会の受託業務部会、及びシンポジウム等においてもCPD参加証を発行し、協会の会員技術士の資質向上を図ります。

6. **公2** 省エネルギー等支援事業

本事業は、国及び地方自治体が行う省エネルギーや脱CO₂ エネルギー等に関する補助金交付事業について、中小事業者等に対して補助金申請に関する相談や技術指導・支援などを行うものです。補助金申請に関する相談については、的確な助言・アドバイス等を行い、また技術指導・支援依頼については、省エネルギー設備の計画立案・検討・選定や完了報告等の指導・支援を行います。

協会ホームページに支援内容を掲載し、「おおさかスマートエネルギーセンター」主催の「省エネルギー・省CO₂セミナー」及び東大阪商工会議所主催の「テクノメッセ東大阪」における広報活動を積極的に行います。

当事業を担当する科学・技術普及委員会においては、エネルギー管理士の資格取得者や省エネルギー分野の技術的経験が豊富な専門家等で構成する組織づくりを引き続き行います。

7. **収1** 技術士育成事業（技術士受験講座）

当協会は、技術士育成のため一貫した講座システムとして

- (1) 技術士を志す有為の技術者向けの技術士受験講座
- (2) 技術士取得後の独立事務所開設準備や実力養成のための業務研修コース
- (3) 地方自治体・民間企業の技術者教育支援業務

を実施しています。

近年の産業・経済構造、社会のニーズ、国際環境等時代の変化に対応した高い専門性と倫理観を有する技術士の育成・確保が急務となっています。そのため、技術士試験においては令和元年度より、技術士に求められるコンピテンシー（資質能力）を明確に評価する試験制度に変更されました。

当協会の技術士受験講座においても試験制度の変更に対応した新カリキュラムのもと一次試験受験セミナー、二次試験受験セミナー（技術20部門および総合技術監理部門の筆記・口頭試験受験講座）をそれぞれ開設します。

令和2年度も、試験制度の変更点などについて無料説明会や水曜夜間勉強会を開催するなどして協会講座の周知を図ります。開設する講座も多様化する受講者や受講企業のニーズを最優先して講座内容の見直

しを行い、シニア向けコースの試行的開設、再受験コース、特定セミナー、受講者の弱点補強のための特別指導コース、模擬試験コース等のより一層の充実を図ります。また、企業団体に出向いて出張講座なども行います。

少子高齢化・人口減少、働き方改革、大規模災害への備え、社会資本の老朽化等現在社会が抱える様々な問題について時代に即した最適な講座を目指します。

これらに対応するため講師登録制度の拡充を行うとともに、各セミナーの分科会ごとに講師研修会議を設け、講師間の情報共有と研修を行うことでセミナーの質を高め受講者の合格率向上に取り組みます。

また、引き続き文部科学省の技術士分科会における「今後の技術士制度の在り方について」などの議論の動向に注視して、事業の推進を図ります。

8-1. **収1** 技術者教育支援

本事業は、官民の技術者に対し技術レベルの向上に資するために研修等の教育支援を行うものです。

地方自治体の教育支援については、主要自治体への研修テーマのリーフレット配布による重点的な広報活動を行うとともに、地方自治体向けの研修機関との連携等により令和2年度も継続して技術者教育支援業務の拡大を図ります。研修内容は、地方自治体のニーズに対応するとともに「持続可能な開発目標SDGs」の視点を考慮して整備していくものとします。

民間企業の教育支援については、不特定多数の一般企業や協会会員の関連企業等からの要請の拡大を図り、新入社員及び中堅の技術系社員の技術向上のための教育支援を行います。民間特定企業の技術者教育は、企業内技術者教育の一助となるが、将来技術士となって活動することになれば単なる企業だけの利益に留まらず、必ずやわが国の科学技術の振興と公益に資するもので、今後も継続して行います。

8-2. **収1** 技術士業務研修支援

本事業は、技術士育成事業の一環として、技術士試験合格者、企業内技術士、技術士事務所開設を目指す技術士を対象にコンサルタント業務等の技術士業務の習得を図る事業です。

技術士資格を生かす知識と知恵を深く伝授するのみならず、公正・誠実かつ倫理的な行動、CPD（継続研鑽）による資質向上などを図る研修会であり、技術士としての社会的説明責任、倫理的な行動などを身に付けさせることも業務研修コースの目的の一つです。

本業務研修コースの修了生には当協会への入会を促し、会員拡大にも努めます。

以上